

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社平和
代表者名 代表取締役社長 嶺井 勝也
(コード番号 6412 東証第一部)
問合せ先 管理本部経営企画グループ
ゼネラルマネージャー 高木 幹悦
(TEL. 03-3839-0701)

会 社 名 PGMホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 耕太郎
(コード番号 2466 東証第一部)
問合せ先 経営企画室長 馬 源
(TEL. 03-6408-8800)

**株式会社平和による PGMホールディングス株式会社の完全子会社化に係る
株式交換契約締結（簡易株式交換）に関するお知らせ**

株式会社平和（以下「平和」といいます。）と PGMホールディングス株式会社（以下「PGMH D」といいます。）は、本日開催の各社の取締役会において、平和を株式交換完全親会社とし、PGMH Dを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により PGMH Dを平和の完全子会社とすることを決議し、本日両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換については、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の PGMH Dの定時株主総会において本株式交換契約の承認を得たうえで、平成 27 年 8 月 1 日を本株式交換の効力発生日として行う予定です。なお、平和においては、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本株式交換を平和の株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより行う予定です。

また、本株式交換により、PGMH Dの普通株式は、本株式交換の効力発生日である平成 27 年 8 月 1 日に先立ち、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において、平成 27 年 7 月 29 日付で上場廃止（最終売買日は平成 27 年 7 月 28 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

平和は、パチンコ機・パチスロ機の開発・製造・販売を主な内容とする遊技機事業において、エンドユーザーのニーズを先取りした魅力あふれる商品を市場に提供し、シェアの拡大及び業績の拡大に努めてまいりました。さらに、平和は、平成 23 年 12 月にゴルフ場の保有・運営を主たる事業とする子会社の株式保有をその事業とする PGMH Dの普通株式を公開買付けにより取得して同社を連結子会社化し、遊技機専門メーカーから総合レジャー企業へと成長を続けております。

一方、PGMH Dは、平成 16 年 12 月にゴルフ場の保有・運営を主たる事業とする PGMH Dグループ会社各社の株式を保有する持株会社として設立され、それ以降、ゴルフ場の取得を積極的に行い、事業を拡大してまいりました。平成 23 年 12 月に平和グループに参画して以降、ゴルフ事業の成長を加速させる新規 M&Aへの重点的投資、徹底的なコストコントロールによる収益の極大化、及び会員満足度を向上させ会員重視の経営の推進など、名実ともに業界一位のゴルフ場保有・運営会社となることを目指してまいりました。

平和とPGMHDは、連結子会社化以降現在までの約3年の間、上述の基本戦略のもと、継続的に各種施策に取り組むことで、遊技機事業、ゴルフ事業ともに堅調に推移し、一定の成果をあげてまいりました。

しかしながら、PGMHDが主として営むゴルフ場運営を取り巻く事業環境は、団塊世代の高齢化によるゴルフ人口の減少やゴルフ場の供給過多による料金の値下げ競争の過熱により、一層厳しさを増しており、今後さらなる業界再編が進んでいくものと見込まれます。平和は、このような厳しい事業環境下でゴルフ事業を継続的に成長させるには、グループ内の柔軟な資金調達手段を活用した機動的なゴルフ場の新規取得による規模拡大を図ることが最重要との認識のもと、PGMHDを完全子会社化することで、事業環境に適応する体制の構築が急務であるとの判断に至り、平成27年3月に平和より本株式交換についてPGMHDに申し入れを行いました。

平和及びPGMHDは、真摯に協議・交渉を重ねた結果、PGMHDにおけるさらなる収益力の強化及び企業価値の向上を図り、ひいては平和グループ全体の企業価値向上のためには、これまで以上に平和とPGMHDが強固な協力体制を構築するとともに、親子上場関係を解消し、中長期的なPGMHDの成長戦略を迅速な意思決定の下で実現させていくことが必須であり、そのためには平和がPGMHDを完全子会社化することが最善の策であると両社において共通の認識に至り、この度、本株式交換契約を締結することになりました。

本株式交換により、平和及びPGMHDは、より迅速な意思決定の下で、グループ内の柔軟な資金調達手段を活用するなどグループ運営の機動性と一体性を高めることにより、PGMHDの成長の柱であるゴルフ場の新規M&A及び不採算アセットの売却などの選択と集中による資産ポートフォリオの組み替えを積極的に実施し、短期的な業績変動や財務負担に捉われることなく、中長期的な視点で、かつ、果敢な経営を行うことが可能となります。また、親子上場に係る潜在的な利益相反の可能性を排除するとともに、上場維持管理コストの削減、情報の集約化による業務の効率性向上、人的リソースの効果的な再配分など、グループ経営資源の再配置を実施することで、より効率的な経営基盤を築いてまいります。

これらの一連の施策を通して、PGMHDの中長期的な成長を図るとともに、平和グループ全体として安定した高収益体質を構築し、企業価値の向上にむけて平和グループ一丸となって邁進してまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（両社）	平成27年5月13日
契約締結日（両社）	平成27年5月13日
定時株主総会基準日（PGMHD）	平成27年3月31日
定時株主総会開催日（PGMHD）	平成27年6月23日（予定）
最終売買日（PGMHD）	平成27年7月28日（予定）
上場廃止日（PGMHD）	平成27年7月29日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成27年8月1日（予定）

（注1）本株式交換において、平和は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに行う予定です。

（注2）上記日程は、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、両社の合意に基づき変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

平和を株式交換完全親会社、PGMHDを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、平和については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、平和の株主総会の承認を受けずに、PGMHDについては、平成27年6月23日に開催予定のPGMHDの第11回定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成27年8月1日を本株式交換の効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	平和 (株式交換完全親会社)	PGMHD (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.54
本株式交換により交付する株式数	平和の普通株式 12,565,584 株 (予定)	

(注1) 株式の割当比率

PGMHDの普通株式1株に対して、平和の普通株式0.54株を割当交付いたします。ただし、平和が保有するPGMHDの普通株式95,268,100株(平成27年3月31日現在)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する平和の株式数

本株式交換により交付される平和の普通株式の数：12,565,584株(予定)

平和は、本株式交換により、平和がPGMHDの発行済株式の全部(ただし、平和が保有するPGMHDの普通株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)のPGMHDの株主の皆さま(ただし、平和を除きます。)に対し、その保有するPGMHDの普通株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数の平和の普通株式を割当交付することを予定しております。なお、PGMHDは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するPGMHDの取締役会決議により、基準時においてPGMHDが保有する自己株式(本株式交換に関する会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。)を基準時をもって消却する予定です。また、本株式交換の効力発生の直前までにPGMHDの発行する新株予約権の行使等がなされる可能性があります。そのため、本株式交換により割当交付する株式数については、今後修正される可能性があります。

なお、平和の交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際して平和が新たに株式を発行する予定はありません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、平和の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなるPGMHDの株主の皆さまにおかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、平和の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、その保有する単元未満株式を買い取ることを平和に対して請求することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

会社法第194条第1項及び平和の定款の規定に基づき、平和の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式を平和から買い増すことを請求することができる制度です。

現時点では平和は単元未満株式の買増制度を採用していませんが、平成27年6月26日開催予定の平和の定時株主総会で定款変更議案が承認されることを条件に平和の単元未満株式の買増制度を新設する予定です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、平和の普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなるPGMHDの株主の皆さまに対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する数の平和の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆さまに交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

PGMHDの発行する全ての新株予約権については、本株式交換契約がPGMHDの株主総会で承認されることを条件に、基準時をもって、PGMHDが全て無償で取得し、消却いたします。

なお、PGMHDは、新株予約権付社債を発行していません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

平成27年3月に、平和より本株式交換についてPGMHDに申し入れ、両社が真摯に協議・交渉を重ねた結果、上記1.「本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、平和がPGMHDを完全子会社とすることが、平和グループ全体の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

平和及びPGMHDは、下記3.（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換における株式交換比率の公正性及其他本株式交換の公正性を担保するため、平和は、第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、また、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、一方、PGMHDは、第三者算定機関として東京共同会計事務所（以下「東京共同会計」といいます。）を、また、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

平和は、下記3.（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から平成27年5月12日付で受領した株式交換比率算定書、平和及びPGMHDと重要な利害関係を有しない法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は妥当であり、平和及びPGMHDの株主の皆さまの利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

PGMHDは、下記3.（4）「公正性を担保するための措置」及び3.（5）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である東京共同会計から平成27年5月12日付で受領した株式交換比率算定書、西村あさひ法律事務所からの助言、支配株主である平和と利害関係を有しないPGMHDの社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている大友良浩氏からの、平成27年5月12日付で受領したPGMHDが本株式交換を行うことがPGMHDの少数株主の皆さまにとって特段不利益であるとの事情は認められない旨の意見書等を踏まえて慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は東京共同会計による株式交換比率算定の結果からも合理的な水準にあり、PGMHDの少数株主の皆さまにとって不利益なものではないとの判断に至ったことから、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、平和及びPGMHDは、各社がそれぞれ選定した第三者算定機関から受領した株式交換比率算定書及び各社の法務アドバイザーからの助言を参考に、かつ財務状況、業績動向、株価動向等を踏まえ、慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当なものであるとの判断に至り、本日開催された各社の取締役会にて本株式交換を行うことを決定し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び上場会社との関係

野村證券及び東京共同会計のいずれも、平和及びPGMHDの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

野村證券は、平和については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（平成27年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の株価終値、平成27年5月1日から算定基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、平成27年4月13日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成27年2月13日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成26年11月13日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を基に分析しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

P GMHDについては、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（平成27年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の株価終値、平成27年5月1日から算定基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、平成27年4月13日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成27年2月13日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成26年11月13日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を基に分析しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、各評価方法によるP GMHDの普通株式1株に対する平和の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.50～0.54
DCF法	0.27～0.61

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、平和及びP GMHDから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、平和及びP GMHD並びにその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成27年5月12日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、平和及びP GMHDの財務予想については、平和及びP GMHDの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした平和の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありませんが、P GMHDの利益計画においては、平成29年3月期において大幅な増益が見込まれております。これは主として、平成29年3月期に計画しているゴルフ場の売却に伴い、対前年度比において一時的な当期純利益の増加を見込んでいるためです。

一方、東京共同会計は、平和及びP GMHDについては、それぞれが東京証券取引所に上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映させるためDCF法を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

市場株価平均法においては、平和及びP GMHDは、算定基準日を平成27年5月12日として、平和及びP GMHDの普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間平均における株価終値単純平均値（平和は1ヶ月間：2,506円、3ヶ月間：2,475円、6ヶ月間平均：2,395円、P GMHDは、1ヶ月間：1,280円、3ヶ月間：1,325円、6ヶ月間平均：1,240円）を算定しております。

DCF法においては、東京共同会計は、平和について、平和が作成した平成28年3月期から平成30年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。割引率は5.21%～6.37%を採用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル（倍率）法を採用し、EBITDAマルチプルとして4.67倍～5.67倍を使用しております。算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、P GMHDについては、P GMHDが作成した平成28年3月期から平成30年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。割引率は3.51%～4.28%を採用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル（倍率）法を採用し、EBITDAマルチプルとして13.6倍～14.6倍を使用しております。なお、算定の前提とした財務予測では、平成29年3月期において大幅な増益を見込んでいます。これは主として、平成29年3月期に計画しているゴルフ場の売却に伴い、対前年度比において一時的な当期純利益

の増加を見込んでいるためです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法によるPGMHDの普通株式1株に対する平和の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.49～0.55
DCF法	0.41～0.64

東京共同会計は、株式交換比率の算定に際して、平和及びPGMHDから提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、平和及びPGMHDの株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。東京共同会計は、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる各社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成しております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の結果、本株式交換の効力発生日である平成27年8月1日をもって、PGMHDは平和の完全子会社となります。それに先立ち、PGMHDの普通株式は、東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て平成27年7月29日に上場廃止（最終売買日は平成27年7月28日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所市場第一部においてPGMHDの普通株式を取引することはできなくなりますが、PGMHDの株主の皆さま（ただし、平和を除きます。）には、本株式交換契約に従い、上記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、平和の普通株式が割り当てられます。PGMHDの普通株式の上場廃止後も、本株式交換によりPGMHDの株主の皆さま（ただし、平和を除きます。）に割り当てられる平和の普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、本株式交換により平和の単元株式数である100株以上の平和の普通株式の割当てを受けるPGMHDの株主の皆さまに対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、100株未満の平和の普通株式の割当てを受けるPGMHDの株主の皆さまにおいては、本株式交換により平和の単元未満株主となります。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、かかる単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまのご希望により、単元未満株式の買取・買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。なお、PGMHDの株主の皆さまは、最終売買日である平成27年7月28日（予定）までは、東京証券取引所市場第一部において、その保有するPGMHDの普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他の関係法令に定める適切な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換は、既にPGMHDの総株主の議決権の80.37%（発行済株式総数の80.37%）を保有している平和がPGMHDを完全子会社化するものであることから、公正性を担保する必要があると判断いたしました。平和及びPGMHDは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

平和は、平和及びPGMHDから独立した第三者算定機関である野村證券より、平成 27 年 5 月 12 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記 3. (2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、平和は、野村證券より、本株式交換比率が平和の株主の皆さまにとって財務的見地から公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

他方、PGMHDは、PGMHDの株主の皆さまのために、平和及びPGMHDから独立した第三者算定機関である東京共同会計より、平成 27 年 5 月 12 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記 3. (2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、PGMHDは、東京共同会計より、本株式交換比率がPGMHDの株主の皆さまにとって財務的見地から公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

平和は、本株式交換の法務アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所より、本株式交換の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

他方、PGMHDは、本株式交換の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所より、本株式交換の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、TMI 総合法律事務所及び西村あさひ法律事務所は、いずれも平和及びPGMHDから独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

平和が、既にPGMHDの総株主の議決権の 80.37%（発行済株式総数の 80.37%）を保有している支配株主であることから、PGMHDは、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

① PGMHDにおける、利害関係を有しない第三者からの意見の取得

PGMHDは、本株式交換を検討するにあたり、支配株主である平和と利害関係を有しないPGMHDの社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている大友良浩氏に、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換に関するPGMHDの決定がPGMHDの少数株主の皆さまにとって不利益なものでないか否かに関する検討を依頼いたしました。

同氏は、上記の検討に際して、PGMHDからPGMHDの事業計画や本株式交換における平和との協議・交渉状況等について報告を受けており、また、第三者算定機関である東京共同会計から株式交換比率の算定の結果・方法についての報告を、PGMHDの法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所から法務監査報告を、会計・税務アドバイザーであるデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社から会計・税務調査報告を受け、それらに対し質疑応答を行いました。さらに、関係書類の調査を行っております。

その結果、下記 9. (3)「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、同氏からは、平成 27 年 5 月 12 日付で、説明された事実関係及び提出された資料を前提として、本株式交換の目的の正当性、本株式交換の手続きの適法性・公正性、本株式交換の条件の妥当性等の事項を総合的に判断すると、PGMHDが本株式交換を行うことがPGMHDの少数株主の皆さまにとって特段不利益であるとの事情は認められない旨の意見を取得しております。

② 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

PGMHDの取締役のうち、平和の代表取締役を兼任している嶺井勝也氏及び諸見里敏啓氏は、利益相反を回避する観点から、本日開催のPGMHDの取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、本株式交換の協議及び交渉にも参加していません。

PGMHDの取締役のうち、平和の取締役であり、平和の完全子会社である株式会社オリンピア及び

株式会社オリンピアエステートの代表取締役を兼任している兼次民喜氏並びに平和の元代表取締役であり現在平和の相談役を兼任している石橋保彦氏は、平和の立場で本株式交換の協議及び交渉に関与しておりませんので、取締役会の定足数を確実に満たすため、取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議に参加しております。ただし、利益相反のおそれを回避する観点から、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まず、PGMHDの取締役6名のうち、上記4名を除く2名の取締役により、本株式交換に関する審議を行い、その全員一致で本株式交換に関する議案を承認可決したうえで、その後兼次民喜氏及び石橋保彦氏を含む4名の取締役によりあらためて本株式交換に関する審議を行い、その全員一致で本株式交換に関する議案を承認可決しております。

また、PGMHDの監査役のうち、平和の筆頭株主である株式会社石原ホールディングスの監査役を兼任している吉村貞彦氏は、利益相反を回避する観点から、PGMHDの取締役会における本株式交換に関する議案の審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っていないとともに、本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。上記取締役会には、PGMHDの監査役3名のうち、上記1名を除く監査役2名が出席し、その出席した監査役全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、大友良浩氏は、下記9.(3)「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、PGMHDが本株式交換を行うことがPGMHDの少数株主の皆さまにとって特段不利益であるとの事情は認められない旨の意見を述べております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成27年3月31日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社平和	PGMホールディングス株式会社
(2) 所在地	東京都台東区東上野一丁目16番1号	東京都港区高輪一丁目3番13号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 嶺井 勝也	代表取締役社長 田中 耕太郎
(4) 事業内容	遊技機の開発、製造及び販売	ゴルフ場の保有と運営を事業とする子会社の株式保有
(5) 資本金	16,755百万円	12,767百万円
(6) 設立年月日	1960年9月9日	2004年12月9日
(7) 発行済株式数	99,809,060株	118,537,700株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	9,696人(連結)	8,662人(連結)
(10) 主要取引先	株式会社マルハン 株式会社ダイナム その他	-
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率	株式会社石原ホールディングス 38.32% 石原 慎也 3.00% 石原 昌幸 3.00% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 2.15%	株式会社平和 80.37% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 0.33% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1) 0.27% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6) 0.26%

	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.37%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	0.26%
--	-----------------------------	-------	----------------------------	-------

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	平和は、PGMHDの発行済株式総数の80.37%を保有しております。
人 的 関 係	平和の取締役3名及び相談役1名が、PGMHDの取締役に就任しております。また、平和の筆頭株主である株式会社石原ホールディングスの監査役1名が、PGMHDの監査役に就任しております。
取 引 関 係	特筆すべき事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	PGMHDは平和の連結子会社であり、平和とPGMHDは相互に関連当事者に該当いたします。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	平和 (連結)			PGMHD (連結)		
	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成24年 12月期	平成25年 12月期	平成27年 3月期 (※1)
連 結 純 資 産	141,182	156,502	178,269	95,544	100,800	103,623
連 結 総 資 産	417,057	438,506	447,833	274,126	278,103	280,725
1株当たり連結純資産(円)	1,501.31	1,666.37	1,900.94	703.52	745.59	768.43
連 結 売 上 高 / 営 業 収 益	177,111	181,570	198,605	75,718	76,598	90,866
連 結 営 業 利 益	34,434	36,909	42,870	10,212	10,701	10,931
連 結 経 常 利 益	35,577	35,405	42,059	7,806	8,551	8,726
連 結 当 期 純 利 益	20,123	20,361	26,235	3,417	5,978	3,395
1株当たり連結当期純利益 (円)	235.53	237.74	305.90	28.87	50.47	28.65
1株当たり配当金(円)	70.00	70.00	80.00	1,000.00	10.00 (※2)	10.00

※1 平成27年3月期は決算期変更に伴い、15ヶ月の変則決算。

※2 平成25年7月1日付の株式分割を考慮した額を記載。

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	株式会社平和
(2) 所 在 地	東京都台東区東上野一丁目16番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 嶺井 勝也
(4) 事 業 内 容	遊技機の開発、製造及び販売
(5) 資 本 金	16,755百万円
(6) 決 算 期	3月31日
(7) 純 資 産	現時点では確定していません。
(8) 総 資 産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

PGMHDは既に平和の連結子会社であることから、本株式交換による平和及びPGMHDの業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

8. 株主優待の取扱いについて

PGMHDでは、3月末又は9月末の株主名簿に記載又は記録された単元株式を保有の株主の皆さまを対象に株主優待制度を実施しております。本株主優待は、本株式交換の効力発生後は平和の株主優待として新設される予定です。

	PGMHD	平和
株主優待の内容	<p>PGMHDグループのゴルフ場で、平日及び指定月の土日祝日のプレー料金から1枚につき1名様のみ最大3,500円割引となる割引券を年二回、以下の保有株数に応じて贈呈しております。</p> <p>100株以上200株未満：1枚/1回 200株以上300株未満：2枚/1回 300株以上400株未満：3枚/1回 400株以上500株未満：4枚/1回 500株以上600株未満：5枚/1回 600株以上700株未満：6枚/1回 700株以上800株未満：7枚/1回 800株以上：8枚/1回</p>	<p>平和グループのゴルフ場で、平日及び指定月の土日祝日のプレー料金から1枚につき1名様のみ最大3,500円割引となる割引券を年二回、以下の保有株数に応じて贈呈いたします。なお、平成27年9月30日現在の平和の株主名簿に記載又は記録された1単元（100株）以上保有する株主の皆さまから開始いたします。</p> <p>100株以上200株未満：2枚/1回 200株以上300株未満：4枚/1回 300株以上400株未満：6枚/1回 400株以上：8枚/1回</p>

9. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式交換は、平和がPGMHDの総株主の議決権の80.37%（発行済株式総数の80.37%）を保有している支配株主であることから、PGMHDにとって支配株主との取引等に該当いたします。

PGMHDは、平成27年4月2日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社の事業展開における最終的な意思決定は取締役会が行っており、それぞれの取締役は当社及びすべての株主の利益を考慮し、決定を行うことにより、独立性が確保されていると認識しております。」と定めており、親会社である平和から一定の独立性が確保されております。

また、本株式交換を検討するにあたり、PGMHDは、上記3.（4）「公正性を担保するための措置」及び3.（5）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置を講じ、PGMHD及びすべての株主の皆さまの利益を考慮し、独立性を確保するためのプロセスを経て本株式交換を行う予定であるため、本株式交換は、上記コーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記9.（1）「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、PGMHDにとって支配株主との取引等に該当することから、PGMHDは、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、PGMHDはその取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議、検討し、さらに上記3.（4）「公正性を担保するための措置」及び3.（5）「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避したうえで判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

PGMHDは、上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、支配株主である平和と利害関係を有しないPGMHDの社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている大友良浩氏に、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換に関するPGMHDの決定がPGMHDの少数株主の皆さまにとって不利益なものでないか否かに関する検討を依頼いたしました。

その結果、PGMHDは、平成27年5月12日付で、同氏より、(a) PGMHDにおけるさらなる収益力の強化及び企業価値の向上を図り、これまで以上に平和とPGMHDが強固な協力体制を構築するとともに、親子上場関係を解消し、PGMHDの中長期的な成長戦略を迅速な意思決定の下で実現させていくという本株式交換の目的は、PGMHDにとって経営上の必要性・合理性があり、PGMHDの企業価値の向上に資するとすることについて、特段不合理と認められる点はなく、正当であること、(b) 本株式交換において、PGMHDは、PGMHDの少数株主の皆さまの利益に配慮した条件及び手続きで本株式交換を遂行するため、本株式交換に係る意思決定の方法・過程について外部専門家の助言を受けたいえ、独立役員の見解を踏まえて意思決定を行うこととしていること等から、PGMHDにおいては、利益相反性を回避する措置がとられたうえで、少数株主の皆さまにとって公正な手続きによって取締役会の意思決定がなされており、本株式交換の手続きは適法かつ公正であること、(c) 独立した第三者算定機関である東京共同会計における株式交換比率の算定の方法及び経過において特段不合理な点は認められず、当該算定結果を参考として本株式交換の株式交換比率が算定されていることや、PGMHDは、平和からの株式交換比率の提案に対し、少数株主の皆さまの利益保護の観点から対案となる株式交換比率を平和に対して提示し、株式交換比率を引き上げるための実質的な協議・交渉を行っており、本株式交換に係る交渉過程の手続きは公正であると認められるため、本株式交換比率は、かかる公正な交渉の結果として決定されたものであると認められること等から、本株式交換比率その他本株式交換の条件はPGMHDの少数株主の皆さまの利益を不当に損なうものではないとすることに特段不合理な点は認められず、本株式交換の条件は妥当であること、(d) これら(a)から(c)の事項を総合的に判断すると(なお、本株式交換に際して提示された平和において今後予定されている配当政策と新たに創設される株主優待制度の内容についても付随的に検討した。)、PGMHDが本株式交換を行うことがPGMHDの少数株主の皆さまにとって特段不利益であるとの事情は認められない旨の意見書を取得しております。

<本件に関する専用のお問い合わせ先>

株式会社平和
電話：0120-390-713

PGMホールディングス株式会社
電話：0120-670-387

<お問い合わせ受付期間・受付時間>

受付期間：平成27年5月13日～平成27年7月17日

受付時間：上記受付期間の平日の午前9時～午後6時

(但し5月13日は午後3時～午後6時)

以上

(参考) 平和当期連結業績予想(平成27年5月13日公表分)及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益	配当
当期業績予想 (平成28年 3月期)	215,100	38,000	36,800	22,400	80.00円
前期実績 (平成27年 3月期)	198,605	42,870	42,059	26,235	80.00円

(単位：百万円)

(参考) PGMHD当期連結業績予想(平成27年5月13日公表分)及び前期連結実績

	連結営業収益	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益	配当
当期業績予想 (平成28年 3月期)	79,600	11,900	10,700	5,400	—
前期実績 (平成27年 3月期) (※1)	90,866	10,931	8,726	3,395	10.00円

※1 平成27年3月期は決算期変更に伴い、15ヶ月の変則決算。

(単位：百万円)